

条例の骨子案

1 名称

クロスボウの適正な管理と使用に関する条例

2 目的

クロスボウの適正な管理と使用を図ることにより、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

[考え方] 本条例の目的は、安全安心な地域社会の実現である。

3 規制対象

クロスボウ：洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるような器具

[クロスボウの特徴]

- ・全国でクロスボウを使用した殺傷事件が起こっており、殺傷能力（危険性）が高い。
- ・道具としての社会的な有用性が希薄。
- ・他の矢を発射する用具と比較して、操作が容易で発射の際の筋力も不要。

[規制対象とするクロスボウの機能]

- ・規制対象とするクロスボウを、その機能によって明確にする。

(参考) 青少年愛護条例による規制状況

青少年への販売・貸付けを禁止する有害玩具類としてがん具銃、両刃ナイフ等が指定されており、クロスボウは6/5付で緊急指定。

告示年月日	品名	機能
昭和62年9月11日	がん具銃	当該がん具銃用の弾丸を装填し発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりの運動エネルギーが、銃口の直前で、 $0.07\text{kgf}\cdot\text{m}/\text{cm}^2$ 以上のもの（ジュールでは $0.686\text{ジュール}/\text{cm}^2$ 以上）
令和2年6月5日	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で $0.07\text{kgf}\cdot\text{m}/\text{cm}^2$ 以上のもの※

※矢を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から3mの距離にある四隅を支えた新聞紙5枚を貫通する力に相当

4 規制内容

(1) 所有者の責務

①安全に配慮した適正な管理・使用

[遵守事項例]

- 1) 公園や道路等の公共の場所や公共の乗物において使用しないこと
- 2) 使用する際は、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないこと
- 3) 携帯・運搬する際は、容器に入れること
- 4) 保管する際は、安全に配慮して保管すること

②所有の届出（商品コード、住所、氏名等記載）

※廃棄など届出内容が変更した際もその旨の届出

[考え方]・クロスボウは銃刀法の規制対象ではないため、所持の禁止など銃刀法と同等の規制を課すことは法律とのバランスを欠く。

（2）事業者（インターネット販売を行う者で所在地が兵庫県の事業者を含む）の責務

①購入者に対する条例の主旨（遵守事項、県知事への届出義務等）の説明

②県の実施する施策への協力

③身分確認の実施と販売台帳の備え付け

[検討事項] 本県外の事業所に、本条例の効力を及ぼすことができないか（本県の県民に販売するという関連性に基づいて）。

5 県の責務

所有者への安全で適正な管理と使用に対する意識の啓発、注意すべき情報の提供（研修会の実施等）

6 報告徴収

必要があると認めるときは、所有者及び事業者に対して必要な報告を求める。

7 立入調査

必要があると認めるときは、保管場所等に立ち入り、保管の状況等を調査し、関係者に質問することができる。

8 罰則

（1）対象

所有の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

[考え方]・条例施行前からクロスボウを所有している者についても、条例施行後、一定の経過措置を設けたうえで、届出を義務づけし、届出を行わなかった者に対して罰則を課す。

[検討事項]・所有者の安全配慮義務（遵守事項）や事業者の身分確認・販売台帳備付け義務についても罰則を設けるべきか。

（2）内容

5万円以下の過料

[考え方]・所有者の責務について、実効性を担保するために罰則を設ける。

・禁止行為の違反ではなく、届出義務違反であることから、行政罰（過料）とする。